

高遊原ボイラー洗缶

業務隊長	所掌				
	派遣隊長	施設班長	ボイラー係長	管財係	工事企画
					

合議				
管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理
	後関			

仕 様 書

件 名	高遊原ボイラー洗缶	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6年 4月 5日
		作 成 者	防衛技官 福間 恭介

1 総 則

本仕様書は、「高遊原ボイラー洗缶」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 概 要

1号缶ボイラー・2号缶ボイラーの洗缶を実施する。

対象設備	場 所	メーカー型式	ボイラー設備概要	
1号缶 ボイラー	2号建物	炉筒煙管式 タカ RE-30F II	(1) 伝熱面積	34.2 m ²
2号缶 ボイラー			(2) 最高使用圧力	1.0Mp s
			(3) 安全弁設定圧力	1.0Mp s
			(4) 常用圧力	0.75Mp s
			(5) 煙管	54本、外径50.8mm、 厚さ3.2mm
			(6) ステー管	4本、外径50.8mm、 厚さ7.0mm

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、関係法令及びメーカー仕様に基づき実施すること。
- (2) 使用する工具・器材等は、係官の使用承諾を受けたものとする。
- (3) 作業に際しては、既設のその他の施設等に損傷を与えないように実施すること。損傷を与えた場合は、速やかに報告するとともに、請負者の責任において原形に復旧すること。
- (4) 本役務に際し、仕様書と現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、部隊監督官と協議した後に実施すること。
- (5) 現場は常に整理し、後片付けを実施する。
- (6) 完成後は、速やかに完了検査を受けるものとする。
- (7) 安全管理に十分注意し、事故等については請負者の責任とする。

5 特記事項

- (1) 作業する洗缶箇所は、図面に示す水室部、燃焼室、煙管、煙室内及び付属部品の分解整備とし、組立及び試運転、安全弁の吹出テストは、部内性能検査受験後とする。
- (2) 洗缶の範囲は官側が提示する「仕上がり状況写真」に基づき、スケール、煤、灰、錆等を除去し、部内性能検査に合格するものとする。

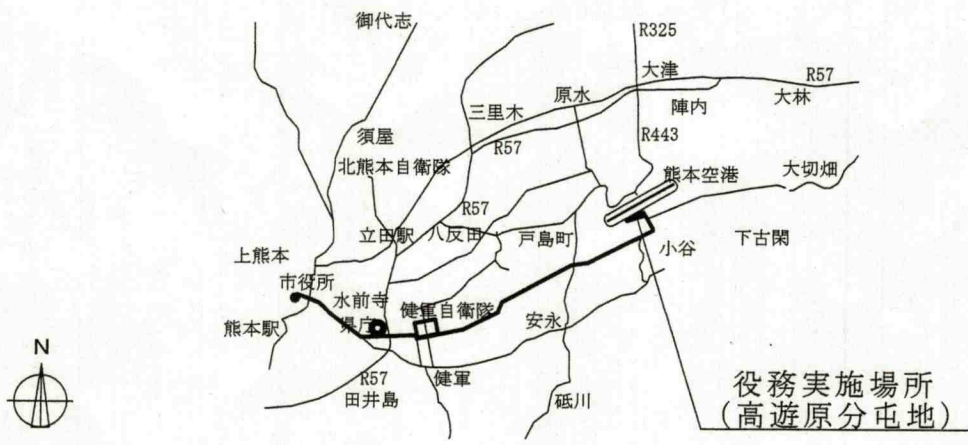
- (3) 洗缶実施日は監督官との調整による。なお、2号缶の洗缶については令和6年5月31日までに完了させること。1号缶の洗缶については、令和6年10月頃の予定とし、細部日程は監督官との調整によるものとする。

6 提出書類

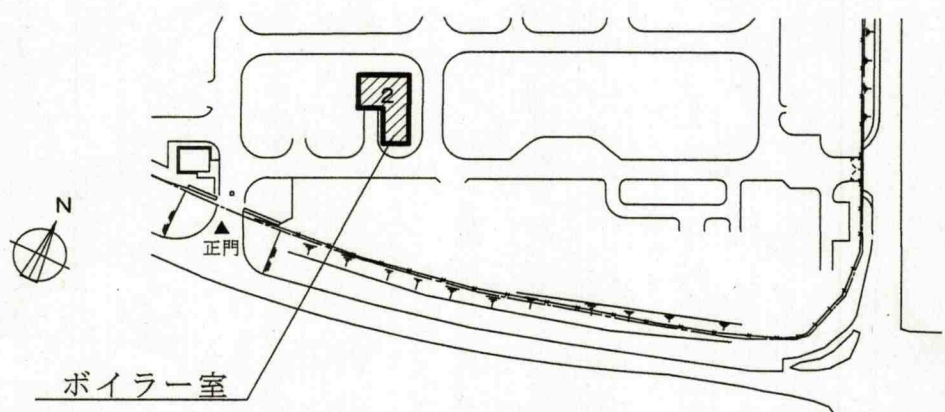
部隊監督官の指示する時期に、以下の関係書類を提出する。

- (1) 工程表（予定及び実施）、役務日誌
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務写真

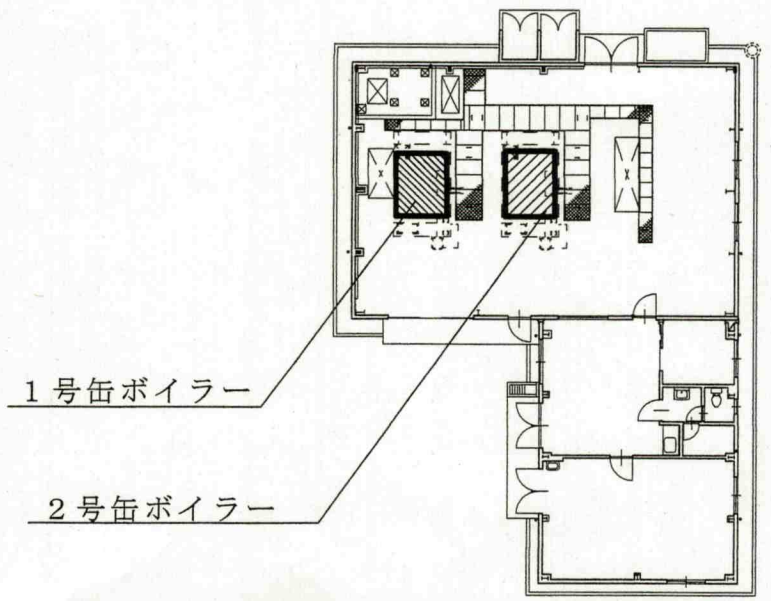
作業前、作業中、作業完了後、使用材料及び監督官の指示する箇所等を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。



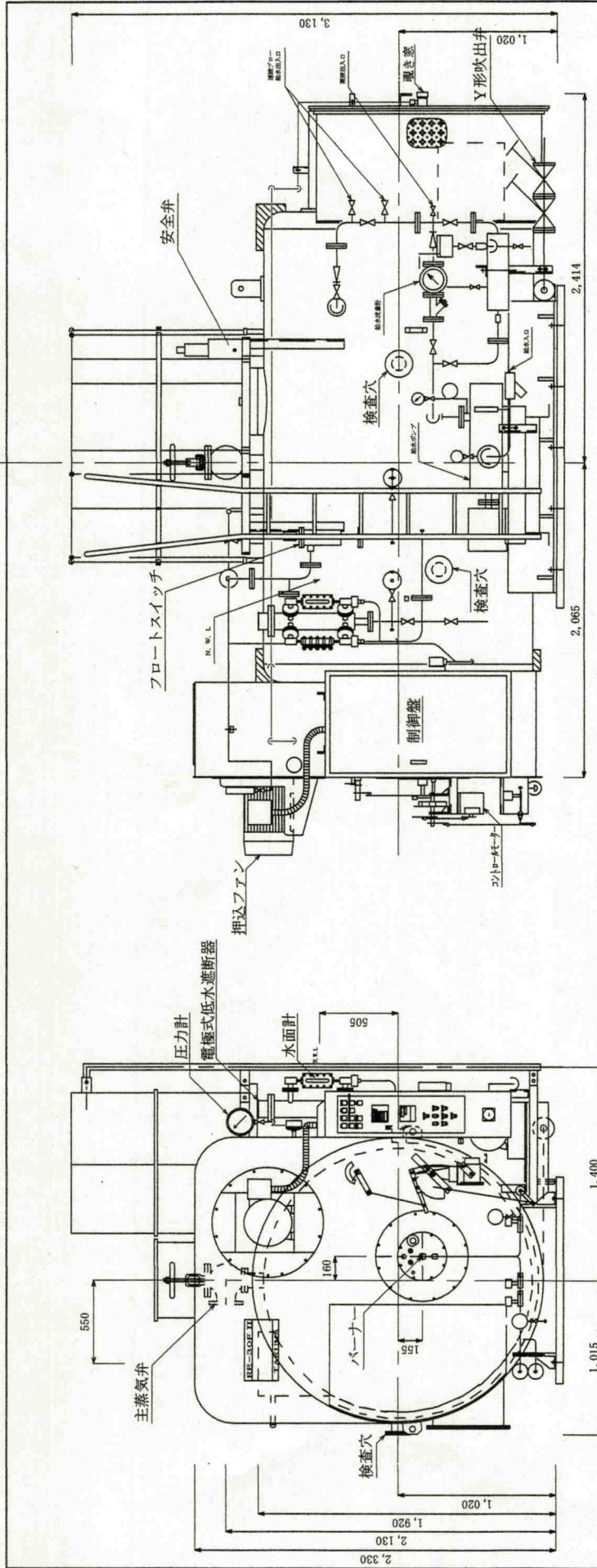
案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

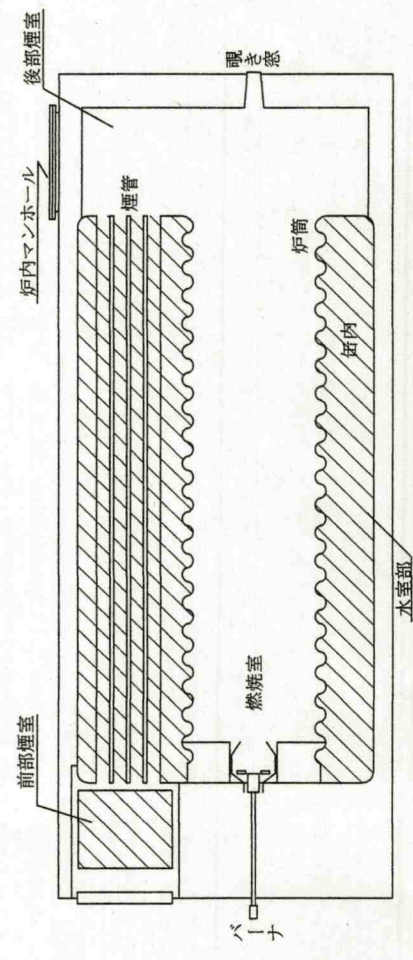


ボイラー室平面図 S=1:300



ボイラー外観図 S=1:X

機種：タクマ RE-30FII



炉内断面図 S=1:X